

【表紙】

【提出書類】 確認書の訂正確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月16日

【会社名】 株式会社東京衡機  
(旧会社名 株式会社テークスグループ)

【英訳名】 TOKYO KOKI CO. LTD.  
(旧英訳名 TAKES・GROUP LTD.)

(注)平成25年5月28日開催の第107回定時株主総会の決議により、平成25年9月1日をもって当社商号を「株式会社テークスグループ(英訳名TAKES・GROUP LTD.)」から「株式会社東京衡機(英訳名 TOKYO KOKI CO. LTD.)」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本勝三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社東京衡機 本社  
(神奈川県相模原市緑区三井315番地)

1 【確認書の訂正確認書の提出理由】

平成25年10月11日に提出いたしました第108期第2四半期(自平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)の四半期報告書に係る確認書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため確認書の訂正確認書を金融商品取引法第24条の4の8第2項の規定に基づき提出するものであります。

2 【訂正事項】

本文

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

【本文】

(訂正前)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山本勝三は、当社の第108期第2四半期(自平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

(訂正後)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山本勝三は、当社の第108期第2四半期(自平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。